

経済産業省貿易経済協力局安全保障貿易管理課 パブリックコメントご担当 宛  
 外国為替令等の一部を改正する政令案等に対する意見

[氏名]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二	
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401	
[電話番号]	03—3431—9800	
[FAX番号]	03—3431—0509	
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp	
	政令等	コメント
1	外為法第25条第1項～3項 外為令第17条	<p>今回の外為法改正では、第 25 条 1 項～3 項の条文について、どのように解釈するか、誰をどこまでの範囲で規制するのか等が非常に判り難い内容となっております。外為令においては規制範囲等を明確にして頂きたい。</p> <p>① 外為令第17条第1項</p> <p>(1) 法第25条後段の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に関する規定が漏れているのではないのでしょうか。具体的な規定がなければ、例えば本邦内での非居住者への取引も含まれることが、一般にわかり難いものとなります。</p> <p>(2) 「特定国の非居住者」の定義を政令で明確にして戴きたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 特定国（省令で明記）に居住する又は居る非居住者なのか（居住性）？</li> <li>➤ 特定国の国籍を持つ非居住者なのか（国籍）？</li> </ul> <p>② 外為法第 25 条第 1 項で技術の仲介取引も規制されると聞いていますが、外為令改正案には何も記述がなく、技術の仲介についてどのように規制されるのか判りません。</p>

	政令等	コメント
2	<p>「特定の外国」について</p> <p>① 「外国為替令等の一部を改正する政令案の概要について」1.(1)</p> <p>② 別表 下欄</p>	<p>① 「外国為替令等の一部を改正する政令案の概要について」の1.(1)において、「特定の地域」を「特定の外国」と改めたこと等に伴い、外為令第17条第1項及び同令別表の見出しを改正する。」とありますが、改正したことにより、従来の解釈と違いはあるのですか。違いがある場合は、どのようなことでしょうか。外為法第25条及び外為令では「地域」を「外国」に変更していますが、外為法第48条及び輸出令では「地域」のままです。「外国」と「地域」の違い定義を明確にしていきたい。</p> <p>② 「地域」を「外国」に改正すると、本邦における非居住者への特定技術の提供が規制されないと誤解されるのではないのでしょうか。</p>

	政令等	コメント
3	<p>税関の確認について 外為令第18条の2第1項</p>	<p>① 外為令第18条の2では「税関長」、輸出令第5条では「税関」となっていますが、違いがあるのでしょうか。違いがあれば、その違いを説明してください。違いがなければ、文言を統一してください。</p> <p>② 外為令第18条の2に基づく税関長の確認については必要最小限となるようにお願いします。</p> <p>③ 「・・・第17条第2項の規定による許可・・・」に対する税関の確認とは、法第25条第3項第1号イに定められている行為のことを指していますので、法第25条第3項許可を受けていること又は受けることを要しないことの確認に限定されていると了解して良いか確認いたしたい。例えば、工作機械が輸出される際のNCのプログラムはここで規定されている税関の確認の対象外と理解しています。</p>

	政令等	コメント
4	<p><b>条文の統一</b>            法第69条の6第2項第一号の貨物・技術</p>	<p>法第69条の6第2項第1号および第2号に対応する外為令第27条第2項と輸出令第13条の条文は、以下のとおり不統一となっておりますので内容の統一をお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 外為令第27条第2項                法第69条の6第2項第1号に規定する政令で定める技術は、<b>別表の一から四までの項</b>の中欄に掲げる技術（輸出貿易管理令別表第一の一の項（五）、（六）及び（十）から（十二）までに掲げる貨物並びに核兵器等の設計、製造又は使用に係る技術を除く。）とする。</li> <li>➤ 輸出令第13条                法第69条の6第2項第2号に規定する政令で定める貨物は、<b>別表第一の一の項</b>（（五）、（六）及び（十）から（十二）までを除く。）及び<b>同表の二から四までの項</b>の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）とする。</li> </ul>
5	<p><b>懲役10年以下等の罰則で担保する貨物・技術の範囲に関して</b>            「外国為替令等の一部を改正する政令案の概要について」1.（5）</p>	<p>「外国為替令等の一部を改正する政令案の概要について」の1.（5）（P3 上から12行目）において、外為令別表の「1の項及び4の項には法律上規定されている核兵器等そのものの設計、製造又は使用に係る技術が含まれることから、これを除いたものを定める。」とあります。この概要から推測しますと4項に核兵器等（＝1項）が含まれていることとなります。4項の規制リストにおいて、ダブル該当の定めがありません。外為令別表の4項において、「1の項の中欄に掲げるものを除く。」という定めが必要ではないでしょうか。輸出令も同様です。</p>